

○国土交通省告示第百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年六月四日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 独立行政法人水資源機構

第2 事業の種類 一級河川淀川水系川上ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 三重県伊賀市阿保字西ノ澤及び字桐ノ木、青山羽根字葎ヶ廣及び字西護、川上字奥深瀬、字西郷、字中縄手、字上川原、字宮垣内及び字北野、老川字岡部並びに種生字廣代、字安場、字桑原、字二ノ瀬、字岡部及び字所根地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

「一級河川淀川水系川上ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）は、三重県伊賀市地内に施行する多目的ダム建設工事である。

本件事業は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定により、平成28年1月22日付けで国土交通大臣が変更決定した「淀川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）に基づき、独立行政法人水資源機構（以下単に「水資源機構」という。）が独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下単に「水資源機構法」という。）第12条第1項第1号の業務として行うダムの新築に関する事業であり、法第3条第34号に掲げる水資源機構が設置する水資源機構法による水資源開発施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

本件事業については、水資源機構法第13条第1項の規定に基づき、起業者である水資源機構は平成27年3月31日付け等で「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）の変更認可を主務大臣である国土交通大臣より受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行

する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一級河川淀川水系淀川（以下単に「淀川」という。）は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、一級河川淀川水系木津川（以下単に「木津川」という。）等を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川等を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km<sup>2</sup>の河川である。また、淀川における一大支川である木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を發して西流し、三重県伊賀市青山羽根地先において一級河川淀川水系前深瀬川（以下単に「前深瀬川」という。）を合わせた後、流れを北に転じて同市岩倉地先で一級河川淀川水系服部川（以下単に「服部川」という。）を合わせ、京都府・大阪府境付近で宇治川等と共に淀川へ合流する幹川流路延長99km、流域面積1,596km<sup>2</sup>の河川である。さらに、木津川の左支川である前深瀬川は、尼ヶ岳に源を發し、山間部を北流し、同市川上地先で布引峠に源を發する一級河川淀川水系川上川（以下単に「川上川」という。）と合流した後、青山羽根地先において木津川と合流する幹川流路延長16km、流域面積56km<sup>2</sup>の河川である。

淀川水系の流域（以下「淀川流域」という。）は、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の2府4県にまたがり、淀川は下流部に大阪市、中流部に京都市、その他多くの衛星都市をかかえる関西地方の社会、経済、文化の基盤をなす重要な河川である。

しかし、淀川流域は、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和28年9月の台風13号に伴う洪水（以下「昭和28年9月洪水」という。）では、死者・行方不明者176名、全壊流出・半壊家屋949戸、床上・床下浸水家屋56,194戸の甚大な被害が発生したほか、平成9年7月、平成16年10月及び平成25年9月の洪水により床上浸水等の被害が発生している。また、同流域のなかでも木津川上流に位置する伊賀市上野地区は狭窄部である岩倉峡が存在することから、洪水による浸水被害にたびたび見舞われており、昭和28年9月洪水では、浸水面積540ha、浸水戸数200戸という甚大な被害が発生したほか、平成25年9月の台風18号に伴う洪水により、木津川の岩倉水位流量観測所で、昭和45年の観測開始以来最高水位で、かつ、氾濫危険水位を超える8.55mを記録し、浸水面積28ha、浸水戸数150戸の被害が発生している。

このように淀川流域では幾度も浸水被害が発生している一方、近年の少雨化傾向により、前深瀬川及び木津川において、平成12年、平成13年、平成14年及び平成17年と頻繁に渇水に見舞われており、市民生活はもとより、経済活動にも大きな影響を与えている。加えて、前深瀬川の川上ダム直下流地点から木津川の服部川合流点までの区間は、多くの井堰により古くからかんがい用水として利用されていると

もに、内水面漁業が行われていることから、良好な瀬の保全と水質汚濁の防止を図る必要がある。

さらに、木津川流域には、起業者が管理する高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム及び比奈知ダム（以下これらを「既設ダム」という。）が存在し、平成28年度時点の既設ダムの総堆砂量は計画の目安堆砂量の約1.2～2.3倍となっていることに加えて、その一部は洪水調節のための容量及び流水の正常な機能の維持のための容量に堆砂していることから、既設ダムが有するこれらの目的に支障を生じさせており、既設ダムの機能が低下している状況にある。

また、伊賀市では、水道用水を井戸による地下水の取水や溪流からの取水等の小規模水源に依存しているほか、水源施設の取水能力の低下及び老朽化が進んでいることから、より安定した水源の確保が求められている。

このような状況に対処するため、淀川水系の治水対策として、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針においては、年超過確率1/200年規模の洪水を対象に淀川の基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,500m<sup>3</sup>/秒と定め、本件事業を含めた洪水調節施設により5,500m<sup>3</sup>/秒を調節し、計画高水流量を12,000m<sup>3</sup>/秒としており、また、木津川については、下流部は、年超過確率1/150年規模の洪水を対象に主要地点加茂における計画高水流量を6,200m<sup>3</sup>/秒、上流部は、年超過確率1/100年規模の洪水を対象に主要地点島ヶ原における計画高水流量を3,700m<sup>3</sup>/秒としている。さらに、同方針に沿って平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）においては、昭和28年9月洪水と同規模の洪水に対応するため、淀川については、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び本件事業を含む流量低減対策を実施することとしており、また、木津川については、狭窄部の上下流における上下流バランスを考慮し、本件事業と国土交通大臣が管理する上野遊水地で洪水調節を行うとともに、木津川等の河川改修を行うこととしている。本件事業は、これらを踏まえた事業実施計画において、川上ダム建設地点で計画高水流量850m<sup>3</sup>/秒のうち780m<sup>3</sup>/秒を調節するため、洪水期に14,400,000m<sup>3</sup>の容量を確保することとしている。

また、事業実施計画においては、前深瀬川及び木津川における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るため、洪水期においては3,000,000m<sup>3</sup>、非洪水期においては5,100,000m<sup>3</sup>の容量を確保することとしている。

さらに、整備計画においては、既設ダムのライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替補給容量として、必要な容量を本件事業により確保することとしており、これを踏まえた事業実施計画において、洪水期、非洪水期ともに8,300,000m<sup>3</sup>の容量を確保することとしている。

あわせて、本件事業は、フルプランにおいて、近年の20年に2番目の規模の渇水でも年間を通じて安定的な都市用水の利用を可能とするために整備する施設のの一つと位置づけられており、また、事業実施計画においては、伊賀市が実施した水需要予測の見直しを踏まえ、新たな水道用水として、伊賀市に最大0.358m<sup>3</sup>/秒を供給するため、洪水期においては3,500,000m<sup>3</sup>、非洪水期においては2,300,000m<sup>3</sup>の容量

を確保することとしている。

本件事業の完成により、淀川流域における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、昭和28年9月洪水と同規模の洪水に対応することが可能となり、木津川流域及び淀川下流域における浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。また、渇水時においても安定した水量の確保が可能となり、前深瀬川及び木津川の河川環境の保全に寄与するほか、既設ダム of 効率的な堆砂除去が可能となることから、既設ダムの長寿命化並びにダム機能の回復及び維持に寄与することが認められる。さらに、新たな水道用水として、フルプランに示された近年の20年に2番目の規模の渇水時においても安定供給可能な水量を確保することが可能となり、伊賀市の安定的な水源の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、三重県知事が定める「環境影響評価の実施に関する指導要綱」（昭和54年3月9日制定）に基づき、平成4年6月に三重県が環境影響評価を実施している。その結果によると、いずれの項目においても環境に与える影響は少ないと評価されている。また、起業者が平成21年7月に、同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音等については法令により定められた基準等を満足するとされており、水質については工事实施に伴う濁水の発生並びにダム供用後における貯水池からの温水放流、貯水池表層の富栄養化及び貯水池底層の溶存酸素量の減少が予測されるものの、沈砂池の設置並びに選択取水設備、バイパス水路、浅層曝気設備及び深層曝気設備の設置により、環境への影響が回避又は軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

また、上記の評価や上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、有識者の指導・助言を得ながら平成31年1月に起業者が実施した動物及び植物に関する照査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、チュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているタウナギ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオニノデ等、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、サギソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響

の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、オオサンショウウオについては、生息環境の一部が改変されることから、湛水予定区域上流で遡上路や人工巣穴の設置等を実施するとともに、ダム建設予定地及び湛水予定区域内に生息する個体については、上流への移設を実施することとしている。オニイノデ、エビネ等については、生育環境の変化により影響を受ける可能性があることから、継続的なモニタリングを実施することとしている。エビネ、サギソウ等については、生育環境の一部が改変されることから、改変等の影響がない区域への移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、堤高84m、総貯水容量31,000,000m<sup>3</sup>の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の建設位置については、前深瀬川と川上川の合流点より下流案及び申請案である合流点直下案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、水没戸数、環境への影響は同程度であるものの、申請案は、堤体積を小さくできること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、淀川流域では幾度も浸水被害が発生していること、前深瀬川の川上ダム直下流地点から木津川の服部川合流点までの区間は、良好な瀬の保全

と水質汚濁の防止を図る必要があること、堆砂の影響により既設ダム機能が低下していること、伊賀市からより安定した水源の確保を求められていることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、伊賀市長を会長とする近畿直轄ダム事業等促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県伊賀市役所